

習志野版
障がいのある人の生活を支える体制
～ならとも拠点システム～
(習志野市地域生活支援拠点等)
の手引き



令和7年 2 月

習志野市

目次

1	国が示す地域生活支援拠点等の概要	...	2
2	習志野市の整備方法	...	3
3	ならとも拠点システムの機能	...	4
4	ならとも拠点システムの機能強化	...	7
5	ならとも拠点システム(地域生活支援拠点等)としての事業所登録について	...	9
6	ならとも拠点システム(地域生活支援拠点等)の登録による障害福祉サービス等の報酬(加算)	...	10
7	地域生活支援拠点等の登録の有無に関わらない障害福祉サービス等の報酬(加算)	...	20
8	運営規程に記載する機能の例:事業所(障害福祉サービス)別	...	27
9	運営規程に記載する機能の例:加算別	...	28
(参考)	習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱	...	30
	別記 習志野市地域生活支援拠点等事業登録申請様式等	...	32
	(参考様式)地域生活支援拠点等の加算に関する届出書、記録書	...	36
	事業所台帳	...	41

習志野版障がいのある人の生活を支える体制

～ならとも拠点システム～ (習志野市地域生活支援拠点等)とは

障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の障がい福祉に関する各機関が分担して役割を担い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制のことです。国では、地域生活支援拠点等と呼ばれています。

また、習志野市地域生活支援拠点等の名称を、より馴染みやすくするため、習志野市障がい者地域共生協議会(以下、「ならとも」という。)の略称を用いて、「ならとも拠点システム」とします。

「ならとも」とは

「習志野市障がい者地域共生協議会」は、(通称)障害者総合支援法89条の3に基づき、障がい当事者又はその家族の地域の団体や障がい者の支援にかかわる人たちがそれぞれの役割を尊重し、情報を共有しながら、障がい者の地域生活を支えるために習志野市が設置している、当事者・支援者・行政間のネットワークです。

1. 国が示す地域生活支援拠点等の概要

(1) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

(2) 目的

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。
- ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助（以下、「グループホーム」という。）、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がいのある人の地域での生活を支援します。

(3) 地域生活支援拠点等が担うべき機能

①相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所（以下、「計画相談支援事業所」という。）、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員等が、障がいのある人の緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した受け入れ体制等を確保し、障がいのある人の状態変化や介護者の急病等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡など必要な対応を行います。

③体験の機会・場

親元からの自立や入所施設等からの地域移行に当たって、グループホーム等の体験利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人や強度行動障がいを有する人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行います。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業

所の相談支援専門員等が、障がいのある人が地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等を構築します。

(4) 整備手法

●多機能拠点整備型

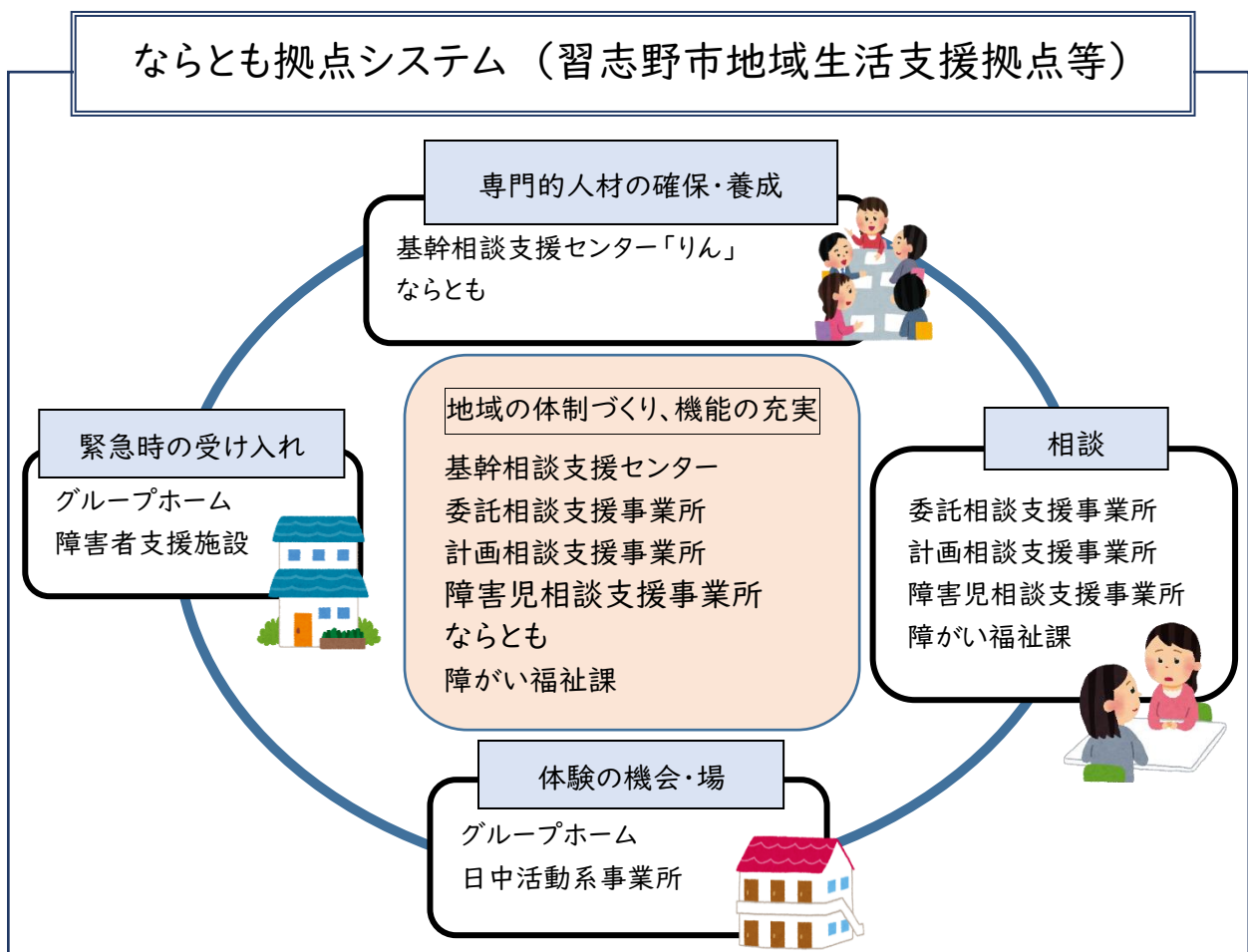
地域生活支援拠点を担う機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点を整備する。

●面的整備型

地域における複数の機関が分担して機能を担う。

2. 習志野市の整備方法

習志野市では、地域の障がい福祉に関する既存の社会資源の連携を充実し、各機関が分担して役割を担い、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、面的に整備します。(ならとも拠点システムの区域は、習志野市内とします。)



3. ならとも拠点システムの機能

(1) 相談

対象	主に対応する機関	主に対応する機関の後方支援
計画相談支援の対象者	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	基幹相談支援センター「りん」
上記以外	委託相談支援事業所 「習志野玲光苑」「旅人の木」	

※基幹相談支援センター（りん）及び委託相談支援事業所（習志野玲光苑・旅人の木）は、習志野市が委託をして事業実施をしています。

機能を担う機関	役割
計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	①緊急受け入れが必要な相談が入った場合、短期入所の利用調整や、必要に応じて訪問系サービス等の利用調整を行う。 ②-1 利用者や家族の状況を把握し、必要な支援、サービスを利用者や家族等と共有する。 ②-2 緊急事態が発生した場合に、すみやかに短期入所等の利用ができるよう、普段から短期入所を定期的に利用する等の支援につなげる。 ※短期入所の障害支援区分の認定を受けていない場合は、認定を受けることについて利用者や家族等と検討する。
委託相談支援事業所 （市委託事業）	緊急受け入れが必要な相談が入った場合、短期入所の利用調整や、必要に応じて訪問系サービス等の利用調整を行う。
基幹相談支援センター （市委託事業）	計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所のバックアップをする。

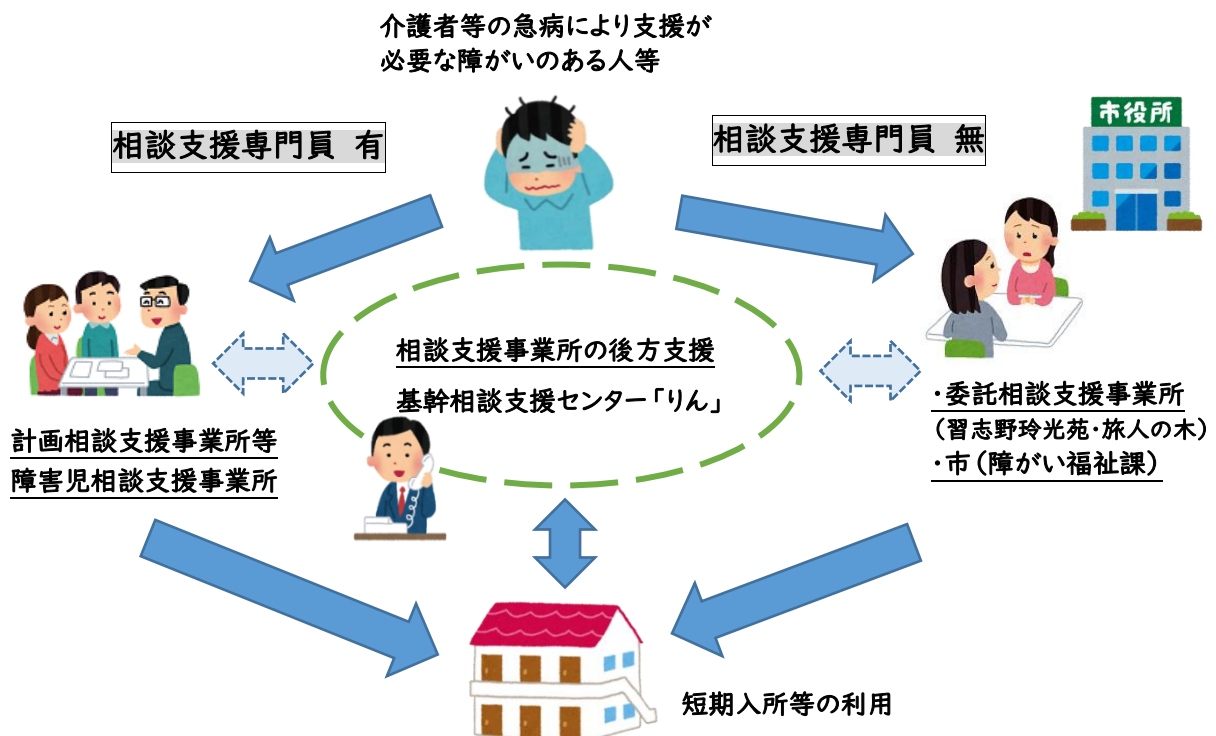
(2) 緊急時の受け入れ・対応

※本市は、社会福祉法人南台五光福祉協会（もくせい園・やまぶき園）と、緊急時の受け入れについて、協定を結んでいます。

機能を担う機関	役割
短期入所事業所 ・障害者支援施設・グループホーム等（短期入所） 短期入所事業所以外 ・訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援） ・居住支援系サービス事業所（自立生活援助、グループホーム） ・通所系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）	相談支援事業所等より緊急受け入れ等の相談があった場合は、可能な限り対応する。

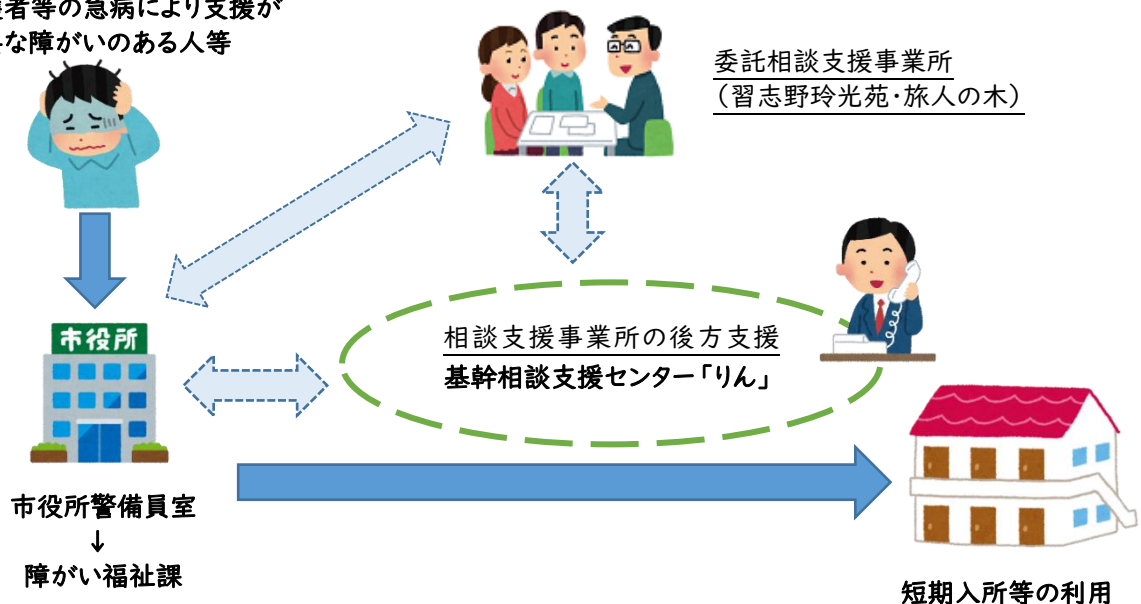
障がいのある人の状態変化や介護者の急病等の緊急の事態が発生したときの、「日中」と「夜間・休日等」の相談体制については、以下のとおりです。

日中の場合⇒日中に緊急的に支援が必要な場合は、計画相談支援事業所等が関係機関と連携し支援を行います。



夜間・休日等の場合⇒夜間・休日等に緊急的に支援が必要となった場合には、市が必要に応じて基幹相談支援センター等と連携し支援を行います。

介護者等の急病により支援が必要な障がいのある人等



(3) 体験の機会・場

機能を担う機関	役割
・グループホーム（共同生活援助） ・日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型） ・地域移行支援	体験利用について相談があった場合は、可能な限り対応する。

(4) 専門的人材の確保・養成

機能を担う機関	役割
基幹相談支援センター「りん」	相談支援事業所等に対し、相談支援専門員等の人材育成を推進するため、相談支援専門員同士の情報交換会や勉強会、研修会等を実施
ならとも	事業所等に対し、職員の人材育成を推進するため、情報交換会や研修会等を実施

(5) 地域の体制づくり

機能を担う機関	役割
委託相談支援事業所 計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所 障害福祉サービス事業所	障がいのある人が地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等を構築する。
ならとも	・障がい者支援に関する地域の関係機関によるネットワーク構築及び社会資源の改善等を検討 ・ならとも拠点システムの機能の充実のため、ならともにおいて年 1 回以上運用状況の検討・評価等を行う。
基幹相談支援センター「りん」（市委託事業）	市内等の社会資源・サービスの状況把握や緊急時の対応やマネジメント、関係機関との連携など、ならとも拠点システムの中核的な機関としての調整を行う。

4. ならとも拠点システムの機能強化

(1) 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図ります。

- ①緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ②緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

(2) 専門的人材の確保・養成等

障がい特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、機能充実のために必要な事業を行います。

- ①専門的人材を育成する研修等の実施（県で実施する研修等も含む）
- ②地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場や「ならとも」、事業所意見交換会等を活用
- ③その他、地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

(3) 拠点コーディネーターの配置 ※本市では現在配置していません。

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下、「拠点コーディネーター」という。）は、緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院等からの地域移行に向けた働きかけ、緊急時支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う。

【拠点コーディネーターの要件】

次のいずれかの要件を満たすものとして市長が認めた者を計画相談支援事業所、その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ①ならともへの参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ②障がい者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域における生活に移行することを希望する障がい者（以下、地域生活障がい者という。）等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③その他、社会福祉士など障がい者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

【拠点コーディネーターの業務】

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備主体である市とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、次の業務を行うものとする。

- ①基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障がい者等の介護を行う者の障がい、疾病等により地域生活障がい者への支援が見込めない緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ②短期入所事業所や通所事業所等の地域の障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受け入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③一般相談支援事業（以下、「地域相談支援事業」という。）又は計画相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者（障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 23 条第 2 項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。）及び精神科病院における退院後生活環境相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員をいう。）等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援、その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④専門的人材の確保・養成等のための事業運営、その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

5. ならとも拠点システム（地域生活支援拠点等）としての 事業所登録について

習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱に基づき、市への登録申請が必要となります。登録の流れは、以下のとおりです。

①市及び事業所の管理者等を含む関係者との間で、実際に支援を行う場合の連携方法等の事前協議を行う。

↓

②事業者は、事業所の運営規程に、地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定する。

※事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載。

※運営規程を変更した場合は、事業の指定権者（県又は市）へ変更届出が必要。

↓

③事業者は、習志野市地域生活支援拠点等事業登録申請書（様式1）に、②の運営規程などの必要書類を添付して、市へ提出する。

↓

④市は、登録手続き後、習志野市地域生活支援拠点等事業登録通知書（様式2）を事業者に送付する。

※事業者は、地域生活支援拠点等である場合に対象となる加算について、市へ登録後、加算対象となる事業の指定権者（県又は市）への手続きが必要。

※加算についての詳細は、各サービスの報酬告示、留意事項通知等を参照のこと。

↓

⑤市は、登録内容を記載した事業所台帳を、市ホームページ等にて公表する。

（参考）運営規程の記載例

追加項目の記載例	作成にあたっての留意点
その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第●●条 事業所は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。 （1）相談 （2）緊急時の受け入れ・対応 （3）体験の機会・場 （4）専門的人材の確保・養成 （5）地域の体制づくり	（1）～（5）の機能について、各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載してください。 また、各事業の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上での作成をお願いします。

6.ならとも拠点システム（地域生活支援拠点等）の登録による障害福祉サービス等の報酬（加算）

※下記加算の詳細については、各サービスの報酬告示、留意事項通知等を参照してください。

【相談】

サービスの種類 加算	計画相談支援、障害児相談支援 地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位／回
概要	地域生活支援拠点等と位置付けた事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下、「要支援者」という。）又はその家族からの要請に基づき、速やかに<u>短期入所</u>を利用する場合において、短期入所事業者に対して要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（現に要支援者が短期入所を利用していない場合は、サービス等利用計画の作成又は変更を含む）を行った場合、対象者1人につき1月に4回を限度として加算を算定する。	
備考	（計画相談支援） ・他の計画相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、サービス等利用計画の作成を行った場合、計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できる。 ・自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、当該加算を算定できない。 （障害児相談支援） ・他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、障害児支援利用計画の作成を行った場合、計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できる。 （計画相談支援、障害児相談支援） ・当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定	

	対象である旨を記録し、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければならない。 (算定回数の数え方) 緊急の事態への対応を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の短期入所事業所等と連絡・調整を行った場合、当該加算を 1 回のみ算定する。 (緊急時とは) 家族、第三者からの権利侵害、虐待、その他やむを得ない理由により居宅での介護を受けることができない場合。
--	---

【緊急時の受け入れ・対応】

①

サービスの種類	短期入所	
加算	地域生活支援拠点等を担う事業所である場合	+100 単位／日
概要	地域生活支援拠点等である短期入所事業所又は共生型短期入所事業所において、利用者に対し、短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、短期入所等の利用開始日について、1 日につき定める単位数に、さらに 100 単位を加算する。	
備考	緊急時の受け入れに限らず加算	

②

サービスの種類	重度障害者等包括支援（短期入所に限る）	
加算	地域生活支援拠点等を担う事業所である場合	+100 単位／日
概要	地域生活支援拠点等と位置付けた重度障害者等包括支援事業所であり、かつ、従業者のうち市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していることを県に届け出た場合であって、利用者に対して重度障害者等包括支援（短期入所に限る。）を行った場合、重度障害者等包括支援の利用開始日について、さらに所定単位数に 100 単位を加算する。	
備考		

③

サービスの種類	短期入所、重度障害者等包括支援（短期入所に限る）	
加算	【緊急時の受け入れ・対応】上記①又は②に加え、次の要件を満たす場合に算定	+200 単位／日

概要	平時から、利用者の生活状況等を把握するため、障害福祉サービス事業所等、医療機関、市、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障がい児者、行動関連項目合計点数が10点以上である者（児童の場合は、強度行動障害判定基準表の点数が20点以上であると市が認めた障がい児）に対し、短期入所等を行った場合、短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに200単位を加算する。
備考	・緊急時の受け入れに限らず加算 ・関係機関との連携及び調整に従事する者の配置について、県へ届け出ること。

④

サービスの種類	日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）	
加算	緊急時受入加算	100 単位／日
概要	地域生活支援拠点等である日中活動系サービス事業所について、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。	
備考	・市及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置すること。 ・緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、短期入所等のサービスを代替するものではない。 ・通所系サービス事業所職員が、緊急時に利用者の自宅を訪問して支援した場合は算定できない。 ・加算を算定するに当たり、事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること。 ・自立訓練（生活訓練）については、報酬告示第11の5の短期滞在加算を算定する場合は、緊急時受入加算の算定はできない。	

⑤

サービスの種類	訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	
加算	緊急時対応加算	+50 単位／回
概要	地域生活支援拠点等である居宅介護事業所等について、「緊急時対応加算（計画に位置付けられていないサービスを、利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算）」を算定した場合に、100 単	

	位／回（月 2 回を限度）に、1 回につき、さらに 50 単位加算する。
備考	・1 回の要請につき 1 回を限度として算定できる。 ・居宅介護については、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。 ・居宅介護の所用時間については、20 分未満であっても、30 分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能である。また、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が 2 時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）ものとする。 ・重度障害者等包括支援事業所については、重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。 ・加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請内容、支援の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録する。 ・市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置すること。

⑥

サービスの種類	自立生活援助 緊急時支援加算（Ⅰ） 地域生活支援拠点等を担う事業所であり、次の条件に該当する場合	+50 単位／日
概要	緊急時支援加算（Ⅱ） 緊急時支援加算（Ⅰ） ・利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請により、深夜（午後 10 時～午前 6 時）に速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。 ・地域生活支援拠点等である事業所の従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していることを県に届け出た場合、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。 緊急時支援加算（Ⅱ） 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請により、	94 単位／日

備考	深夜(午後 10 時～午前 6 時)に電話による相談援助を行った場合に算定できる。ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は加算しない。 ・緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、緊急時支援加算(Ⅱ)は算定できない。 ・緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨を記録すること。 ・一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できる。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できる。 ・一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては算定できる。
----	---

⑦

サービスの種類	重度障害者等包括支援(自立生活援助)	
加算	緊急時支援加算(Ⅰ)を算定し、地域生活支援拠点等を担う事業所である場合	+50 単位/日
概要	地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所であり、かつ、事業所の従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していることを県に届け出た重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。	
備考		

⑧

サービスの種類	地域相談支援(地域定着支援)	
加算	緊急時支援費(Ⅰ)	+50 単位/日
	緊急時支援費(Ⅱ)	98 単位/日
概要	緊急時支援費(Ⅰ) 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、地域生活支援拠点等である地域相談支援事業所が、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき、さらに 50 単位加算する。	

	緊急時支援費(Ⅱ) 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時～午前 6 時)に電話による相談援助を行った場合に算定できる。
備考	緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、緊急時支援費(Ⅱ)は算定できない。

【体験の機会・場】

①

サービスの種類	地域相談支援(地域移行支援)	
加算	体験利用加算	+50 単位/日
概要	地域生活支援拠点等である地域移行支援事業所が、「障害福祉サービスの体験利用加算(障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定基準第 22 条)を提供した場合に加算)」を算定した場合に、体験利用加算(Ⅰ)500 単位/日又は体験利用加算(Ⅱ)250 単位/日に、1 日につき、さらに 50 単位加算する。	
備考	・市及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを県に届け出ること。	

②

サービスの種類	地域相談支援(地域移行支援)	
加算	体験宿泊加算(Ⅰ) 体験宿泊加算(Ⅱ)	+50 単位/日
概要	地域生活支援拠点等である地域移行支援事業所が、「体験宿泊加算(Ⅰ)(体験的な宿泊支援(指定基準第 23 条第 1 項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたもの)を提供した場合に加算)又は体験宿泊加算(Ⅱ)(体験的な宿泊支援を提供し、かつ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を実施した場合に加算)」を算定した場合に、1 日につき、さらに 50 単位加算する。	
備考	・体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して、15 日を限度とする。 ・体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。	

	・体験宿泊加算（Ⅱ）について、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。
--	---

③

サービスの種類	日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）	
加算	体験利用支援加算（Ⅰ） 体験利用支援加算（Ⅱ）	+50 単位／日
概要	地域生活支援拠点等である日中活動系サービス事業所が、地域生活への移行に向けて地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」を算定した場合に、1 日につき、さらに 50 単位加算する。 ア 体験的な利用支援の利用日に当該障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護、訓練等の支援を行った場合 イ 生活介護事業所については、以下に掲げる体験的な利用支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ①体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 ②体験的な利用支援を行った際の状況に係る地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ③利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 ウ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る地域相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	
備考	・地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 ・当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 ・市及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを県に届け出ること。	

④

サービスの種類 加算	施設入所支援	
	地域移行促進加算(Ⅰ)	120 単位／日
	地域移行促進加算(Ⅱ)	60 単位／日
概要	地域生活支援拠点等である施設入所支援事業所が、障害者支援施設に入所する利用者に、地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第 23 条第 1 項に規定する体験的な宿泊支援のうち、単身での生活に向けたものをいう。）を行う場合、障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連携調整その他の相談援助を行った場合に、<u>所定単位数に代えて算定する。</u>	
	地域移行促進加算(Ⅰ) ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること。 ① 体験的な宿泊支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 ② 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ③ 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助 イ 障害者総合支援法に基づく地域相談支援に要する費用に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第 1 の 5 の地域移行促進加算(Ⅰ)を算定している期間に限り、<u>1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。</u>地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中にあるのは、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。 ウ 地域移行促進加算(Ⅰ)を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。 地域移行促進加算(Ⅱ) 地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。また、障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対	

	象とする。 (例) ・グループホームや、生活介護等(障害者支援施設と併設しているものは除く)の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験 ・地域の活動(自治会等の地域の様々な主体が開催する催し等)への参加 ・現に1人暮らしをしている障がい者の生活状況の見学 ・買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験
備考	地域移行促進加算(Ⅰ) ・市及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを県に届け出ること。 ・当該支援の内容を記録すること。 地域移行促進加算(Ⅱ) 対象者に対して、1 月につき 3 回を限度として所定単位数を算定する。

【地域の体制づくり】

サービスの種類	計画相談支援・障害児相談支援	
加算	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位／月
概要	支援が困難な対象者について、当該計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、対象者(児童の場合は保護者)の同意を得て、相談支援専門員又は相談支援員と対象者に福祉サービス等を提供する事業者のいずれか 3 者以上と共同して、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施すると共に、地域課題を整理し、ならとも報告を行った場合に、対象者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として加算する。 【加算の対象となる事業所については、次の①又は②に該当する場合である。】 ①運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市長により位置付けられていることを定めていること。 ②拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、ならとも定期的に参画していること。	
備考	・加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録し、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市から求められた場合は提出しなければならない。 ・同一世帯に複数の利用者がある場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合は、当該加算を 1 回のみ算定する。	

【拠点コーディネーターの配置を評価する加算】

サービスの種類	計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を一体的に行う事業所又は複数の事業者が連携して運営する場合	
加算	地域生活支援拠点等機能強化加算	500 単位／月
概要	地域生活支援拠点等で次の①又は②に該当する事業所において、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を行った場合、所定単位数に 500 単位を加算する。 ①計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（拠点コーディネーター）が常勤専従で 1 以上配置されている場合。 ②計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（拠点コーディネーター）が常勤専従で 1 以上配置されている場合。	
備考	・拠点コーディネーター 1 人につき、100 回／月を限度とする。 ・複数の事業所が相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこと。 ・1 月に 1 回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所が当該加算の算定状況の共有をし、地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市職員出席や文書提出等の方法により、市と共有すること。	

7. 地域生活支援拠点等の登録の有無に関わらない障害福祉サービス等の報酬(加算)

①

サービスの種類	短期入所	
加算	緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 福祉型	270 単位/日
	緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 医療型	500 単位/日
概要	緊急短期入所受入加算(Ⅰ) ・介護を行う者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の緊急利用者のみ加算する。なお、新規の利用者に限られるのではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。 ・算定対象期間は、初日から起算して 7 日以内とする。ただし、介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情がある場合は、その状況を記録した上で 14 日を限度に算定することができる。	
	緊急短期入所受入加算(Ⅱ) ・介護を行う者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。 ・算定対象期間は、初日から起算して 7 日以内とする。ただし、日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日を限度とする。 ・利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、一般相談支援事業所（以下、「地域相談支援事業所」という。）、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。 ・緊急受入に対応するため、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。	
備考	・緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。	

②

サービスの種類	短期入所	
加算	定員超過特例加算	50 単位／日
概要	居宅において、介護を行う者の急病等の理由により、緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に短期入所等を行った場合は、利用者全員につき算定可能であり、10 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。	
備考	・緊急利用者とは、介護を行う者が疾病等にかかっていること、その他やむを得ない理由により居宅での介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となる。 ・定員超過特例加算を算定している場合にあっては、報酬告示第 7 の 1 注 16 の定員超過減算及び第 7 の 1 の注 15 の 2 の大規模減算は適用しない。	

③

サービスの種類	生活介護	
加算	重度障害者支援加算（Ⅰ）	50 単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	360 単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅲ）	180 単位／日
概要	重度障害者支援加算（Ⅰ） ・報酬告示第 6 の 2 のイの人員配置体制加算（Ⅰ）又はロの人員配置体制加算（Ⅱ）及び第 6 の 3 の 2 の常勤看護職員等配置加算（看護職員を常勤換算方法で 3 人以上配置しているものに限る。）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置しているものとして県へ届け出た事業所等において、2 人以上の重症心身障がい者に対して生活介護等を行った場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。 ・重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定する場合は、重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）は算定できない。 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・次のアからウまでのいずれの要件も満たす場合で、区分 6 に該当し、かつ第 548 号告示の別表第 2 に掲げる行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対して生活介護を行った場合に算定する。 ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配	

置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。

イ 生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下、実践研修修了者という。）であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下、基礎研修修了者という。）であること。

・中核的人材養成研修の過程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 人以上配置し、当該者又は実践研修修了者（研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者）が支援計画シートを作成している事業所において、別表第 2 に掲げる行動関連項目に当てはめて算出した点数の合計が 18 点以上である障がい者又はこれに準ずる者に対し、生活介護等を行った場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算する。また、この加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算する。

・当該加算を算定した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算する。

重度障害者支援加算（Ⅲ）

・次のアからウまでのいずれの要件も満たす場合で、区分 4 以上に該当し、かつ行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対して生活介護を行った場合に算定する。

ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。

イ 生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、基礎研

備考	修修了者であること。 ・中核的人材養成研修の過程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 以上配置し、当該者又は実践研修修了者（研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者）が支援計画シートを作成している事業所において、別表第 2 に掲げる行動関連項目に当てはめて算出した点数の合計が 18 点以上である障がい者又はこれに準ずる者に対し、生活介護等を行った場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 150 単位を加算する。また、この加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算する。 ・当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間については、さらに 1 日につき所定単位数に 400 単位を加算する。 ・重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することはできない。 重度障害者支援加算（Ⅱ） ・上記イ及びウにおけるサービス管理責任者又は生活支援員の数、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。 ・上記イにおける実践研修修了者は、原則として週に 1 回以上、強度行動障がい有する利用者の様子を観察し、3 月に 1 回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。 ・上記ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障がい有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。 ・上記ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、経過措置の要件を参照のこと。 重度障害者支援加算（Ⅲ） 備考欄に記載している重度障害者支援加算（Ⅱ）の規定を準用する。
----	---

④

サービスの種類	施設入所支援	
加算	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28 単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	360 単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅲ）	180 単位／日

概要	重度障害者支援加算（Ⅰ） ・医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（生活介護等を受ける者に限る。）の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして県に届け出た施設入所支援等の単位において、施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。 ・区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障がい者が 2 人以上利用しているものとして県へ届け出た施設入所支援等の単位において、施設入所支援等を行った場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 22 単位を加算する。
	重度障害者支援加算（Ⅱ） ・次のアからウまでのいずれの要件も満たす場合で、区分 6 に該当し、かつ行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対して施設入所支援等を行った場合に算定する。 - ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 - イ 障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 - ウ 障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、基礎研修修了者であること。 ・中核的人材養成研修の過程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 人以上配置し、当該者又は実践研修修了者（研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者）が支援計画シート等を作成している事業所において、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者に対し、生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数に、さらに 150 単位を加算する。また、この加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算する。 ・当該加算を算定した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日

備考	につき所定単位数に 500 単位を加算する。 重度障害者支援加算(Ⅲ) ・次の(1)から(3)までのいずれにも該当する障害者支援施設等において、区分 4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対し施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。 (1)指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 (2)障害者支援施設に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 (3)障害者支援施設に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、基礎研修修了者であること。 ・中核的人材養成研修の過程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 人以上配置し、当該者又は実践研修修了者(研修の過程を終了した旨の証明書の交付を受けた者)が支援計画シートを作成している事業所において、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者に対し、施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数に、さらに 150 単位を加算する。また、この加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算する。 ・当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間については、さらに 1 日につき所定単位数に 400 単位を加算する。 ・重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は加算しない。 重度障害者支援加算(Ⅱ) ・上記イ及びウにおけるサービス管理責任者又は生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。 ・上記イにおける実践研修修了者は、原則として週に 1 回以上、強度行動障がい有する利用者の様子を観察し、3 月に 1 回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。

	・上記ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障がい有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。 ・上記ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、経過措置の要件を参照のこと。 重度障害者支援加算(Ⅲ) 備考欄に記載している重度障害者支援加算(Ⅱ)の規定を準用する。
--	---

⑤

サービスの種類	計画相談支援・障害児相談支援	
加算	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位／月
概要	手引き 18 ページを参照のこと。	

8. 運営規程に記載する機能の例：事業所（障害福祉サービス）別

事業所（障害福祉サービス）の種類ごとの、運営規程に記載する場合の例です。下記を参考に、事業所が実際に担う機能を運営規程に記載してください

サービスの種類	機能種別				
	相談	緊急時の 受入れ・ 対応	体験の 機会・場	専門的人材 の 確保・養成	地域の 体制づくり
基幹相談支援センター	○	○		○	○
委託相談支援事業所	○	○			○
計画相談支援事業所 （計画相談支援、障害 児相談支援）	○	○			○
短期入所、重度障害者 等包括支援（短期入所 に限る）		○			○
居宅介護、重度訪問介 護、同行援護、行動援 護、重度障害者等包括 支援		○			○
自立生活援助 地域相談支援（地域定 着支援）		○			○
共同生活援助		○	○		○
地域相談支援（地域移 行支援）			○		○
生活介護、自立訓練 （機能訓練）、自立訓練 （生活訓練）、就労移行 支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型		○	○		○

9. 運営規程に記載する機能の例：加算別

加算の種類ごとの、運営規程に記載する場合の例です。下記加算を算定する場合は、少なくとも、下記の機能種別を運営規程に記載してください。

加算名	サービスの種類	機能種別				
		相談	緊急時の 受入れ・ 対応	体験の 機会・場	専門的人材 の 確保・養成	地域の 体制づくり
地域生活支援拠点等 相談強化加算 700 単位/回	計画相談支援、障 害児相談支援	○	○			
地地域生活支援拠点 等である場合の加算 100単位/日	短期入所、重度障 害者等包括支援 (短期入所に限 る)		○			
上記、地地域生活支援 拠点等である場合の 加算を算定し、手引き 11 ページの要件を満 たす場合 +200 単位/日	短期入所、重度障 害者等包括支援 (短期入所に限 る)		○			
緊急時受入加算 100 単位/回	生活介護、自立訓 練(機能訓練)、自 立訓練(生活訓 練)、就労移行支 援、就労継続支援 A 型、就労継続支 援 B 型		○			
緊急時対応加算 +50単位/回	居宅介護、重度訪 問介護、同行援 護、行動援護、重 度障害者等包括 支援		○			
緊急時支援加算 (Ⅰ)+50単位/日 (Ⅱ)94 単位/日	自立生活援助		○			
上記、緊急時支援加算 (Ⅰ)を算定し、地域生 活支援拠点等を担う 事業所である場合 +50 単位/日	重度障害者等包 括支援(自立生活 援助)		○			

加算名	サービスの種類	機能種別				
		相談	緊急時の 受入れ・ 対応	体験の 機会・場	専門的人材 の 確保・養成	地域の 体制づくり
緊急時支援費 (Ⅰ)+50単位/日 (Ⅱ)98単位/日	地域相談支援(地 域定着支援)		○			
体験利用加算 +50単位/日	地域相談支援(地 域移行支援)			○		
体験宿泊加算 (Ⅰ)(Ⅱ) +50単位/日	地域相談支援(地 域移行支援)			○		
体験利用支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ) +50単位/日	生活介護、自立訓 練(機能訓練)、自 立訓練(生活訓 練)、就労移行支 援、就労継続支援 A型、就労継続支 援B型			○		
地域移行促進加算 (Ⅰ)120単位/日 (Ⅱ)60単位/日	施設入所支援			○		
地域体制強化共同支 援加算 2,000単位/月	計画相談支援、障 害児相談支援					○
地域生活支援拠点等 機能強化加算 500単位/月	計画相談支援、障 害児相談支援、自 立生活援助、地域 移行支援、地域定 着支援を一体的 に行う事業所又は 複数の事業者が 連携して運営する 場合	○	○	○		○

習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等の高齢化又は重度化及び障がい者等の支援を行う者が不在となった後を見据えた地域生活支援拠点等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。
- (2) 地域生活支援拠点等事業 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に規定する地域における複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備する事業をいう。
- (3) 障害福祉サービス等事業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 法第36条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者
 - イ 法第38条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けている事業者
 - ウ 法第51条の19第1項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者
 - エ 法第51条の20第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者
 - オ 法第77条の2第3項の規定に基づき基幹相談支援センターの事業及び業務の実施の委託を受けている事業者
 - カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき指定障害児通所支援事業の指定を受けている事業者
 - キ 児童福祉法第24条の9第1項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定を受けている事業者
 - ク 児童福祉法第24条の28第1項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けている事業者
 - ケ 習志野市地域生活支援事業者の登録に関する規則(平成18年規則第59号)第3条第2項の規定に基づき習志野市地域生活支援事業等実施規則(平成18年規則第58号)第2条第1項第7号に規定する事業に係る登録を受けている事業者

(地域生活支援拠点等事業の機能)

第3条 地域生活支援拠点等事業は、市長の登録を受けた障害福祉サービス等事業者が次に掲げる機能を担うことにより実施する。

- (1) 相談機能(緊急時の支援が見込めない障がい者等に対する連絡体制を常時確保し、緊急時に必要なサービスのコーディネート及び相談を行う機能をいう。)
- (2) 緊急時の受入れ及び対応機能(法第5条第8項の短期入所を活用した緊急時の受入れ体制の確保、医療機関への連絡等の対応を行う機能をいう。)
- (3) 体験の機会及び場の提供機能(法第5条17項の共同生活援助、同条第20項の地域移行支援等を活用した一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。)
- (4) 専門的人材の確保及び養成機能(医療的ケアが必要な障がい者等、行動障害を有する障がい者等又は高齢化若しくは重度化した障がい者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の育成を行う機能をいう。)
- (5) 地域の体制づくり機能(地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、社会資源の連携

体制の構築等を行う機能をいう。)

(対象者)

第4条 地域生活支援拠点等事業は、市内に住所を有する障がい者等に対して実施する。

(地域生活支援拠点等事業の登録)

第5条 地域生活支援拠点等事業の機能を担おうとする障害福祉サービス等事業者は、この要綱で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請等)

第6条 前条の登録を受けようとする障害福祉サービス等事業者は、習志野市地域生活支援拠点等事業登録申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。))に登録する事業所の運営規程及び第2条第3号に該当することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、障害福祉サービス等事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないと認めるものについて、登録を行うものとする。

(1) 地域生活支援拠点等事業を継続的に運営することができない者

(2) 第11条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者

(3) 申請書の提出の日から起算して5年以内に法第5条第1項の障害福祉サービス又は同条第18項の相談支援の事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者

(4) 法第36条第3項第4号から第13号までのいずれかに該当する者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは習志野市地域生活支援拠点等事業登録通知書(別記第2号様式)により、登録を拒否するときはその旨を書面により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに習志野市地域生活支援拠点等事業登録変更届出書(別記第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(地域生活支援拠点等事業の廃止等)

第8条 登録事業者は、地域生活支援拠点等事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに、習志野市地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(調査等)

第9条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第8条の規定による地域生活支援拠点等事業の廃止の届出があったとき又は明らかに地域生活支援拠点等事業を廃止しているにもかかわらず、同条の規定による廃止の届出がないとき。

(3) 前条の規定により報告を求められ、虚偽の報告をしたとき。

(4) 不正の手段により登録を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

別 記

第1号様式(第6条第1項)

習志野市地域生活支援拠点等事業登録申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者(事業者)

事業者名称

所在地

代表者職・氏名

連絡先 (電話番号) (担当者名)

習志野市地域生活支援拠点等事業の登録を受けたいので、習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、同要綱第6条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、同要綱第9条に基づき市長から報告の求め等があった場合は、これに応じます。

事業者の名称					
事業所	フリガナ				
	事業所の名称				
	事業所番号				
	指定、登録又は委託を受けている障害福祉サービス等				
	事業所の所在地	(〒 —)			
	事業所の連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
申請する機能 (該当するものに ☑してください。)		☐ 相談機能			
		☐ 緊急時の受入れ及び対応機能			
		☐ 体験の機会及び場の提供機能			
		☐ 専門的人材の確保及び養成機能			
		☐ 地域の体制づくり機能			
開始予定年月日		年 月 日			

第2号様式(第6条第3項)

第 号
年 月 日

様

習志野市長

印

習志野市地域生活支援拠点等事業登録通知書

申請のありました地域生活支援拠点等事業について、次のとおり登録しましたので、習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

事業者の名称					
事業所	フリガナ				
	事業所の名称				
	事業所番号				
	事業所の所在地	(〒 —)			
	事業所の連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
登録機能					
登録番号					
登録年月日		年 月 日			

第3号様式(第7条)

習志野市地域生活支援拠点等事業登録変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

届出者(事業者)

事業者名称

所在地

代表者職・氏名

連絡先 (電話番号)

(担当者名)

習志野市地域生活支援拠点等事業の登録を受けた事項に変更が生じたので、
習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け
出ます。

変更事項 (該当する ものに☑ してくださ い。)	☐	事業者の名称				
		フリガナ				
	☐	事業所の名称				
	☐	指定、登録又は委 託を受けている障 害福祉サービス等				
	☐	事業所の所在地	(〒 —)			
	☐	事業所の連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス				
登録番号						
変更年月日			年 月 日			

第4号様式(第8条)

習志野市地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

届出者(事業者)

事業者名称

所在地

代表者職・氏名

連絡先 (電話番号) (担当者名)

習志野市地域生活支援拠点等事業を廃止・休止・再開しましたので、習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業所	登録番号	
	名 称	
廃止・休止・再開した機能(該当するものに☑してください。)		☐ 相談機能 ☐ 緊急時の受入れ及び対応機能 ☐ 体験の機会及び場の提供機能 ☐ 専門的人材の確保及び養成機能 ☐ 地域の体制づくり機能
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日
休止予定期間 (休止の場合のみ記載してください。) 廃止・休止した理由 (廃止・休止の場合のみ記載してください。)		年 月 日～ 年 月 日

地域体制強化共同支援加算に関する届出書

年 月 日

習志野市長

申請者 所在地
名称
代表者名

異動区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 終了
事業所名	
サービス種類	☐ 計画相談支援 ☐ 障害児相談支援
事業所番号	
事業所住所	(〒 -)
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

【加算対象となる要件】

※次のいずれかの要件に該当していること。

要件1	市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを運営規程に定めている。	有 ・ 無
要件2	地域生活支援拠点等を構成する関係機関（拠点関係機関）との連携体制を確保するとともに、習志野市障がい者地域共生協議会に定期的に参画している。	有 ・ 無

【要件2の場合】

①「地域生活支援拠点等関係機関との連携体制の確保」について、具体的な確保の状況を下記へ記載

--

②「習志野市障がい者地域共生協議会に定期的に参画」について、具体的に参画している会議名、部会名を下記へ記載

--

注：加算の要件を満たすことがわかる根拠資料を添付の上、御提出ください。

地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出

法人・事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

① 事前に市と地域生活支援拠点等の機能について協議した日 年 月 日

② 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(拠点コーディネーター)の配置状況
常勤で専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事する者

(1) 法人・事業所名:

氏名:

(2) 法人・事業所名:

氏名:

地域生活支援拠点等に属する常勤の拠点等コーディネーターの人数 = (Ⅰ) 名

拠点コーディネーター数に応じた地域生活支援拠点等機能強化加算の月内算定上限 = (Ⅱ) 回

((Ⅰ) × 100 = (Ⅱ))

③ 拠点機能強化サービスの構成

(1) 拠点機能強化サービスの構成形態

いずれかを選択

同一の事業所において一体的運営・相互に連携して運営

算定回数(目安)の配分

(2) 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定件数上限の配分(目安)

該当する欄にチェック	法人・事業所名	該当する障害福祉サービス等	算定回数(目安)
		計画相談支援及び障害児相談支援 (機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ))	
		自立生活援助	
		地域移行支援	
		地域定着支援	
合計(月内算定上限)			(Ⅲ)
目安の合計が、月内算定上限内であるかの確認			たしかめ
			((Ⅱ) = (Ⅲ)) = (Ⅳ)

※ 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること(別紙可)

※ 配分件数(目安)に変更が生じる場合は、当様式を再提出すること。

上記①～③を満たしており、拠点機能強化事業所として要件を満たしている。

有・無

体験利用支援 記録書

【1. 基本情報】

地域生活支援拠点等の名称		
実施日中活動系サービス		
連携先地域移行支援事業者名		
体験利用支援 の利用日	利 用 期 間	年 月 日 年 ~ 年 月 日 (日間)
	支 援 時 間	~
	実 施 場 所	
担当日中活動系事業所名		
主な担当従業員（氏名）		
連 絡 先		

【2. 利用者情報】

ふ り が な		（ ☐ 男・ ☐ 女）
利 用 者 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	

【3. 体験利用支援に関わる従業員】

体験利用支援 に関わる従業員	所属名	職種	氏名

※ 以下のいずれかの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

【4. 体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

①体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
--	--

【5. 体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談援助の内容】

①体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
②体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

【6. その他（特記事項）】

--

地域体制強化共同支援 記録書

（障がい者地域共生協議会へ報告する際に使用する文書 兼 記録書）

※事業所にて5年保存

（表面）

【1. 基本情報】

地 域 生 活 支 援 拠 点 等 の 名 称		
報 告 先 の（自 立 支 援）協 議 会 名		
報 告	年 月 日	年 月 日
共 同 支 援 に 係る会議	開 催 年 月 日	年 月 日
	開 催 時 間	～
	開 催 場 所	
担 当 計 画 相 談 支 援 事 業 所 名		
担 当 相 談 支 援 専 門 員 氏 名		
連 絡 先		

【2. 利用者情報】

ふ り が な		（□男・□女）
利 用 者 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
障 害 種 別 ・ 等 級 等		
支援が困難な理由・概要		

【3. 会議及び障がい者地域共生協議会への報告に係る同意について】

同 意 を 得 た 日 時	
同 意 を 得 た 相 手	

【4. 会議開催の目的・出席者】

※3者以上の出席が必要

会議開催の 目的 (該当にレ)	☐ ①個別課題の解決 ☐ ②地域課題、ニーズの把握 ☐ ③横断的な連絡調整 ☐ ④地域づくり・資源開発 ☐ ⑤地域生活支援拠点等の運営への提案 ☐ ⑥その他(具体的に)		
	所属事業所名 (サービス名)	職種	氏名
会議の出席者			

【5. 会議の具体的な内容】

※ 開催の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載する必要はない。

①利用者への支援の経過	
②利用者への支援上の課題	
③②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【6. 会議により情報共有した内容】

--

【7. 検討した支援内容】

--

【8. 検討結果】

--

【9. 在宅での療養または地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の支援内容】

支 援 した 日 時	
場 所	
支 援 者 名	
対 象 者 名	
支 援 内 容	

【10. 各事業所等の今後の取り組み内容】

--

【11. 本件に係る地域課題】

--

【12. 上記の地域課題を解消する具体的な方策案】

--

地域生活支援拠点等 事業所台帳											
登録番号	事業所名称	サービスの種類等	機能種別				事業所			事業者名称	開始日
			相談	緊急時の 受入れ・対応	体験の 機会・場	専門的人材の 確保・養成	地域の 体制づくり	所在地	電話番号	FAX番号	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

習志野版
障がいのある人の生活を支える体制
～ならとも拠点システム～
(習志野市地域生活支援拠点等)の手引き

令和４年１１月 策定

令和６年３月 改訂

令和７年２月 改訂

習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

〒275-8601

住所:習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-453-9206

FAX:047-453-9309

047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

e-mail:syogaifu@city.narashino.lg.jp